

# 薬物クリーンかながわ

No. 33

## 「依存症拠点機関について」

神奈川県立精神医療センター 院長 川副泰成氏

薬物事犯者の刑の一部の執行猶予制度の創設や、アルコール健康障害対策基本法の制定に向けた動きを背景にして、国の平成26年度から3カ年度のモデル事業として「依存症治療拠点機関設置運営事業」が創設されました（図）。依存症の治療及び回復支援を目的として「依存症治療拠点機関」（以下、拠点機関）を指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するものです。全国の国立、府県立、民間の5病院が拠点機関に指定され、神奈川県立精神医療センター（以下、当院）もその1つとなっています。

また、依存症治療を専門的に行っている医療機関を「全国拠点機関」として1箇所指定し、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行うこととされ、県内では久里浜医療センターが指定されました。他の拠点機関も、アルコール・薬物依存症の専門病院として、実績が知られているところばかりです。

さて、この事業における依存症の対象として、アルコール、薬物、ギャンブルが挙げられています。

当院の場合、昭和38年の旧せりがや園の開設以来、アルコールや薬物の依存症とそれによる精神疾患の診療を行なって来ましたが、ギャンブル依存症についての対応が遅れたのは事実で、今回を機会に個別の相談や診療を検討、開始したところです。

また、拠点機関の実施内容として挙げられているのは、①依存症者やその家族への専門的な相談支援、②精神科医療機関等への助言・指導、③関係機関等との連携・調整、④依存症者やその家族、地域住民等への普及啓発活動、などです。当院の場合、個々の依存症者の診療を通じて①～③を行ない、自治体、教育機関、自助団体等を通じて④を行なって来ました。平成26年度、27年度については日常業務である①に加え、②の1つとして年2～3回の研修会、④の1つとして講演会を企画、実施しました。今後、啓発のための資料を作成するとともに、②③の一環として依存症治療を実施している医療機関、依存症者への支援についてニーズを持つ自治体に対して、専門的な助言や研修の企画について協議を進めています。

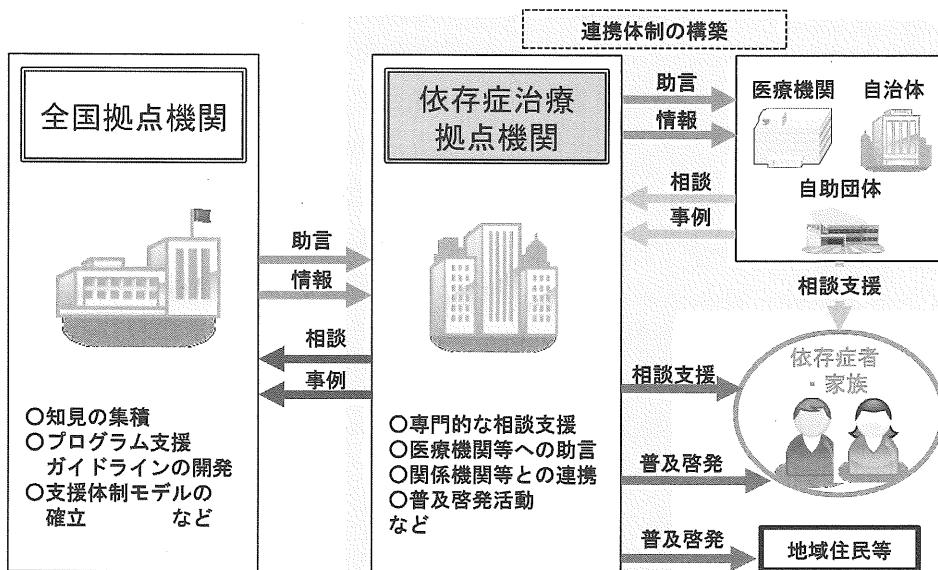


図 依存症治療拠点機関設置運営事業の概要

＜演題＞

違法薬物の取締りや取組みについて

＜講師＞

元関東甲信越厚生局麻薬取締部職員

浦上 厚氏

平成27年5月14日開催

薬物乱用防止講演会内容を抜粋

麻薬取締官とはそもそも何者かということを説明させて下さい。

麻薬取締官のことを通称Gメンと呼んでいますが、これはGovernment、つまり政府の役人です。麻薬取締官の職務上、拳銃と手錠を携帯することができます。警察官と間違われることがあります。実際の所属は警察ではなく、厚生労働省となっています。危険な仕事をしますが、行政職です。

麻薬取締官は全国沖縄から北海道までいます。昨年危険ドラッグに関する事件が多発し、今年度定員が29名増えました。それでも300名に満たない状況です。危険ドラッグの分析を行う人員の増員もあり、そのおかげもあって、今年度、表に出ている店舗はほとんどゼロにすることができました。表向きには営業していませんが、覚醒剤と同様に密売されるようになってきており、アングラ化している状況です。

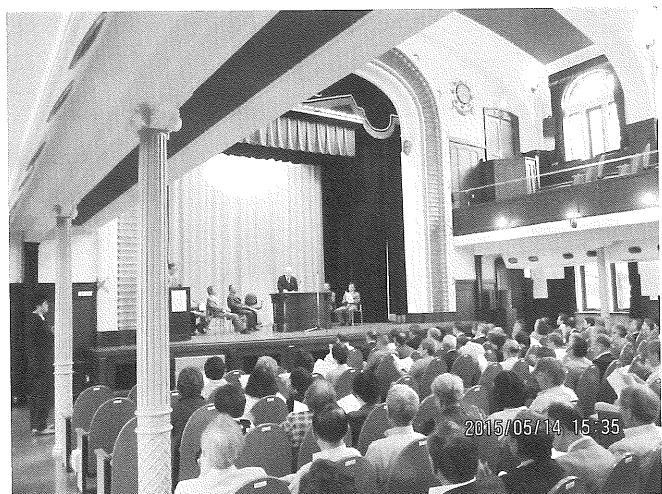
取締りの対象となる薬物には覚醒剤、麻薬、大麻など、様々なものがあり、一概に一言で表すことは難しいです。

麻薬について言えば、私はヘロインが最強最悪の薬物だと思っています。このヘロインをテロ組織などが売りさばき、資金源にしています。幸い日本で流行らなかったのは、島国だったことが一因と言われています。

次にコカインですが、昔は歯医者でも麻酔として使っていました。日本でコカインが流行らなかった理由として、鼻で摂取するということがあります。昔のアメリカの映画で見られた光景ですが、ガラスの上に置いて粘膜から吸収するのですが、外国人は粘膜が強い。ところが日本人はすぐただれてしまい粘膜吸収ができなかったことが、幸いにも流行らな

かった理由と考えられます。

そしてMDMAやLSD、今でこそ麻薬として規制されていますが、以前は規制されていなかった時期もあり、今でいう危険ドラッグそのものでした。



＜講演の様子＞

覚醒剤についてですが、覚醒剤のことを隠語で「シャブ」と呼びますが、その由来は30～40年くらい前の話だと記憶していますが、「骨までしゃぶるぞ！」と暴力団が使い始めたのがきっかけと言われています。最近の若い人は、「シャブ」という言葉をあまり知らない人が多いようです。インターネット上では「スピード」「アイス」「エス」などの隠語が使われており、こちらの方がよく知られているようです。

覚醒剤の1回の使用量ですが、1回0.03g程度と言われています。講師として説明する際は、そのまま話しても伝わらないので、耳かき1杯が1回分だと補足しています。この1回分が末端価格で5,000円前後と言われています。グラムだと7万～12万円程度で売買されています。高額ですよね。

覚醒剤はその名の通り、興奮作用を有し、元気になります。倍働くようになり、戦後に流通した「ヒロポン」はこの覚醒剤の水溶液です。当時は建設現場の責任者が使用して徹夜で突貫工事を行っていたということもあります。2～3日は眠らずに仕事をすることができていたようですが、やがて幻覚に襲われることもあったようです。

これまでに私が逮捕した事例の中で、幻覚として

「宇宙から電波が飛んでくる」、「見えないものが見える」などと言う人物が多くみられました。

子供たちの場合、だいたい高校生ぐらいから手を染めるケースが多く、きっかけはインターネットや友達を通じて入手することが多いようです。最初は面白半分で使用しているのですが、やがてハマってしまってお金が続かなくなり、どうなるかというと、犯罪に手を染めてしまいます。

そういう子たちに聞いた話では、最初は一番身近で手っ取り早く、親の金を手を出してしまいます。それから詐欺、強盗と段々エスカレートしていきます。それは薬物に意識が奪われてしまっている状態です。

最初に危険ドラッグが騒がれ始めたのは、今から4年くらい前だと思います。当時も交通事故が起きたり、死亡者が発生するなどしていましたが、急激にみなさんの記憶に残るようになったのは、東京都池袋で発生した1名の死者が発生した交通事故だと思います。この当時、危険ドラッグ販売店は全国で約300店舗存在していました。あまりにも流行り過ぎ、規制が追いつかないため、個々に物質を規制するほか、包括指定といって、類似の物質を包括して取り締まることが出来るようになりました。また、平成27年4月以降は税関でも指定薬物が禁輸品となり取締りの対象となっています。

危険ドラッグの中には、麻薬・覚醒剤の類似物質が入っており、脳の中でどのような作用をもたらすか解明されていません。精神科医でも治療法がないというのが現状です。危険ドラッグは死に至らしめる薬物であるということを皆様に知らしめることが必要だと思います。

世の中には色々な違法薬物があるということをご理解いただきたいと思っております。今日の話を含めて参考にしていただければと思います。  
(本要旨は、講演記録に基づき記録者の解釈の範囲において、事務局でとりまとめたものです。)

## 平成27年中の薬物情勢

神奈川県内の薬物事犯の検挙人員は1,135人で、そのうち、覚醒剤事犯の検挙人員は819人、大麻事犯の検挙人員は213人で、薬物事犯全体の約9割を占めています。

表1 県内の検挙者人員数(暫定値)

区分	平成27年	平成26年
	全体(20歳未満)	全体(20歳未満)
覚醒剤取締法	819人(8人)	774人(13人)
大麻取締法	213人(12人)	168人(4人)
麻薬及び向精神薬取締法等※	103人(3人)	70人(4人)
計	1,135人(22人)	1,012人(21人)

※ 麻薬特例法を含む。

また、覚醒剤事犯は30歳から40歳代が548人と覚醒剤事犯の約7割を占め、大麻事犯は20歳代が88人と大麻事犯の約4割を占めています。覚醒剤事犯・大麻事犯ともに増加しています。

表2 年代別法令別違反状況

年代	覚醒剤取締法		大麻取締法	
	人員	構成比	人員	構成比
20歳未満	8人	1.0%	12人	5.6%
20~29歳	98人	12.0%	88人	41.3%
30~39歳	260人	31.7%	68人	31.9%
40~49歳	288人	35.2%	33人	15.5%
50歳以上	165人	20.1%	12人	5.6%

検挙人員のうち暴力団関係者は約7割を占めています。職業別では、無職が約4割、会社員等が約2割を占めています。

押収量は、覚醒剤が増加しています。また、薬物乱用少年の検挙・補導人員の総数は昨年と比較して減少していますが大麻事犯は増加しています。

引き続き学校等と連携して、薬物乱用防止教室を開催し薬物の恐ろしさや正しい知識の啓発を続けていくことが重要であると考えられます。

(表1、2は県警察本部資料より引用)

